

令和5年度高知県ヘルスケアビジネスマッチング支援事業委託業務
公募型プロポーザル審査要領

1 審査の対象となる事業者

審査は、次の各号をすべて満たす事業者を対象に行う。

- (1) 別途定める「令和5年度高知県ヘルスケアビジネスマッチング支援事業委託業務公募型プロポーザル募集要領」(以下「募集要領」という。)に規定する資格要件を満たす者
- (2) 募集要領に規定する期限内に、必要な書類のすべてを提出した者

2 審査の項目及び点数

総合点数は100点とし、審査項目と審査項目ごとの配点は次のとおりとする。

- (1) 企画提案の内容 (65点)
(2) 業務の実施体制 (10点)
(3) スケジュール (10点)
(4) 業務実績 (10点)
(5) 実施経費 (5点)

3 審査委員会

参加者から提出された企画提案書及びプレゼンテーションの審査を行う審査委員会を開催する。

(1) 日時、場所（予定）

日時：令和5年4月26日（水）午後

場所：高知市永国寺町6-28 高知県産学官民連携センター

（高知県立大学・高知工科大学 永国寺キャンパス地域連携棟1階）

※状況に応じて、審査委員会をオンライン（Zoom）で開催する場合がある。

※参加者多数の場合は、審査委員会を終日開催とする。

(2) プrezentation

ア プrezentationの時間は1事業者25分とする。

イ プrezentation終了後、審査委員からの質疑の時間を20分設ける。

ウ プrezentation開始時刻は別途審査委員及び参加者に通知する。

4 審査の方法

(1) 提出された企画提案書とプレゼンテーションに基づいて審査を行う。

(2) 各審査委員は、プレゼンテーションと質疑の終了後、別紙「審査基準」に基づい

て審査を行う。

- (3) すべての参加者の審査が終了した後、各審査委員の審査結果を集計し、随意契約の相手方となる候補者と次点者を決定する。
- (4) 審査の結果、最高点の者が同点で2者以上ある場合は、経費見積が安価な者から順に候補者と次点者を選定する。
- (5) 各審査委員の採点の合計が総合点数の6割以上であることを最低基準とし、最低基準を満たさない提案者は選定の対象としない。